苫小牧市公害防止マニュアル

平成２０年９月
（令和６年９月　改訂）

苫小牧市　環境衛生部　ゼロカーボン推進室

・・・　目　　次　・・・

はじめに……1

Ⅰ　公害防止に関する基本的な考え方……2

Ⅱ　公害防止協定の締結……3
1　実効性の確保……3
2　公害防止協定の概要……3
（1）協定締結事業者の範囲及び締結機関……3
（2）協定の内容……3

Ⅲ　市の取り組み……5
1　組織……5
（1）公害防止を所管する部署……5
（2）関係部署・機関……5
2　監視体制……5
3　立入調査……5
4　行政指導及び措置……6
5　情報提供……7
6　事業者とのコミュニケーション……7

Ⅳ　事業者の取り組み……8
1　環境管理体制の構築……8
（1）全社的環境コンプライアンスの実践……8
（2）異常発生時の危機管理体制の整備……8
2　コミュニケーション……9
3　公害防止に係る技術的な改善対策……9

Ⅴ　情報公開……10
1　公害防止協定の締結状況……10
2　公害防止協定等の遵守状況……10
3　立入調査結果……10
4　公害防止に関する取り組み状況……10
5　発生源監視測定データ……10
6　環境データ……10

Ⅵ　危機管理体制……11
1　事故等による環境問題発生時の対応……11
（1）予防的管理……11

（２）事後管理……11
２　大気汚染緊急時対策……12

Ⅶ　環境審議会……13
１　公害防止に関する条例・規則、計画等の諮問……13
２　環境管理に関する意見・提案の聴取……13
３　環境報告……13

別冊　「苫小牧市公害防止マニュアル　資料編」

はじめに

本市では、昭和 48 年に「人間環境都市」を宣言し、この理念に基づき、これまで、きめ細かな環境監視や公害の未然防止と自然環境の保全の取り組みを重点施策として推進してきました。

しかしながら、近年は産業型公害のみならず、自動車や航空機による大気汚染や騒音などの交通公害、生活排水による水質汚濁、近隣騒音、廃棄物の問題などの都市生活型公害が増加し、さらに温暖化など地球環境問題などにより環境問題は多様化してきています。

本市としては、このような多くの環境問題を解決し、本来の環境特性を生かした快適な生活環境を次の世代に受け継いでもらうためにも、平成 11 年に制定した「苫小牧市環境基本条例」の理念に基づいた新たな環境保全施策を実施してきているところです。

そのような中、平成 19 年 7 月から半年ほどの間に、市内の企業における大気汚染防止法の排出基準値超過や公害防止協定の協定値超過などが相次いで判明し、市民に大きな不安と不信を抱かせる状況が続きました。

市としては、それぞれの状況に即して対応してきましたが、監視体制や情報公開のあり方、また、関係機関との連携など、いくつかの課題も明らかになりました。

このことから、この問題については平成 20 年度の重点施策に掲げ、市民の安心・安全の確保のため、関係機関との協議や環境審議会のご意見を伺いながら、「公害防止に係る新たな考え方」を整理し、このたび、「苫小牧市公害防止マニュアル」として取りまとめました。

今後は、このマニュアルをもとに、公害防止に係る施策を推進してまいります。

Ⅰ　公害防止に関する基本的な考え方

本市では、工場等の事業活動に伴う公害を未然に防止するための対策として、苫小牧市環境基本条例第 16 条の規定に基づき、市と事業者間で協議し、必要な措置を講ずる協定（以下「公害防止協定」という。）の締結によることを基本とし、各種対策等を講じてきた。

しかしながら、19 年度に相次いだ公害防止協定締結工場での排出基準値、協定値超過や不適切なデータ管理について考察を行ない、市民の「安心・安全」のため、行政及び事業者が公害防止に取り組む基本姿勢を再認識し、公害防止に関する基本姿勢、環境管理が適切に行われる新たな仕組みが求められた。

本マニュアルでは、先の事例を教訓に、本市、北海道、関係市町、事業者との相互理解、協力、連携を図りつつ、本市として、公害防止協定の遵守、適正な運用に向けた基本的な考え方、方策等を明示するものであり、公害防止協定締結事業者に対しては本マニュアルに沿い指導等を行うとともに、他の事業者に対しても本マニュアルを準用し、公害防止に関する必要な措置を求めていくものである。

今後、北海道、関係市町、事業者と協力・連携を図り推進するとともに、適宜見直し等を行うものである。

苫小牧市環境基本条例　第 16 条（環境への負荷の低減に関する協定の締結等）

市は、事業の実施に伴う環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、環境への負荷低減に関する協定等、必要な措置を講ずるものとする。

苫小牧市公害防止条例　第 10 条（事業者の責務）

事業者は、市長が市民の生活環境を保全するために必要があると認めて、公害の防止に関する協定の締結について協議を求めたときは、誠意を持ってこれに応じなければならない。

Ⅱ　公害防止協定の締結

一般的に公害防止協定とは、行政主体、事業者、地域住民等が公害防止を目的として各種の措置、相互の義務等について、協定等の形で取り決める合意(覚書、念書等も含む)であり、環境関係法令（以下「法令」という。）が整備される以前に交わしたのが始まりであった。しかしながら、現在のように法体系が整備されてきている状況においても、法令の補完的役割や地域の要求に沿った環境問題を盛込むなど、その必要性は増してきている。

北海道においては北海道公害防止条例第 10 条第 2 項にて、また、市では苫小牧市環境基本条例第 16 条及び苫小牧市公害防止条例第 10 条にて公害防止協定の締結に関する条項を定めているほか、苫小牧市公害防止条例「前文」において公害防止の理念を掲げている。

> 苫小牧市公害防止条例　前文（抜粋）
>
> 市は、市民の健康と生活環境を保全するため、抜本的な公害の未然防止を主点とする最善の努力をしなければならない。また、事業者及び市民もそれぞれの立場からの責任において公害の防止に対処しなければならない。

苫小牧市では、市の条例や下記の要綱等に従い、公害防止協定を締結している。

- 「公害防止協定の締結に係る取扱い要綱」(平成 17 年 4 月 1 日：北海道)
- 「公害防止協定締結対象企業基準」(昭和 54 年 4 月 1 日：苫小牧市)
- 「２者協定締結対象企業基準取扱方針」(平成 3 年 9 月 1 日：苫小牧市)

１　実効性の確保

公害防止協定での実効性の確保については、紳士協定であるとの考え方からその効力を疑問視する意見もあるが、本市が締結している公害防止協定は、当事者間の合意を前提とした契約の一種と位置付けており、締結者相互が遵守しなければならないものと考えている。

条項についても、努力義務を定めたものから、権利義務、違背時の措置に関する条項も盛込まれており、実効性の確保を図る内容となっている。

２　公害防止協定の概要

（１）協定締結事業者の範囲及び締結機関

本市が締結している公害防止協定は、対象地域並びに事業者の排出ガス量及び排水量に係る規模要件により、7 者協定、3 者協定、2 者協定の 3 種類である。

協定締結機関としては、事業者のほかに、7 者では北海道、苫小牧市、千歳市、厚真町、安平町、むかわ町、3 者では北海道、苫小牧市、2 者では苫小牧市である。

（２）協定の内容

協定は、原則として、通常の操業状態を想定し、定めている。

主な項目としては、大気、水質に関する協定値、その他公害防止に関する対策、

事故時等の措置、自主監視測定体制、報告・立入調査及び公表、違背時の措置、また、排出ガス量の大規模な事業者には自動測定装置及びテレメータ送信設備の設置を定めている。

（詳細は、資料編　資料２「公害防協定の概要」を参照）

Ⅲ　市の取り組み

１　組織

（１）公害防止を所管する部署

環境衛生部ゼロカーボン推進室において所管し、事務内容は、次のとおりである。

・ 特定施設の届出、公害防止協定業務
・ 公害に係る規制、指導、監視及び苦情の処理
・ 産業廃棄物を自ら処理する事業者に対する指導

（２）関係部署・機関

庁内関係部署及び外部関係機関との十分な連携を図る。

① 庁内関係部署とは、産業経済部であり、企業の誘致・進出時などの事前の協議・対応、並びに立地事業者への公害防止に関する情報提供などをゼロカーボン推進室と連携して行なう。

特に、大気・水質・騒音・振動・悪臭等の公害発生の可能性がある場合については、同業種事業者による苦情発生事例や対策事例などの情報を提供するなど、事業者とも十分に事前の協議を行う。

② 外部関係機関とは、公害防止協定を締結している北海道（ゼロカーボン推進室、胆振支庁（苫小牧地方環境監視室（以下「監視室」という。）を含む））及び関係市町（以下「協定機関」という。）であり、監視体制、情報公開、事業者への指導などについて協議する。

２　監視体制

工場等の運転状況及びばい煙や水質データについて、以下の方法で把握し、評価する。

① 常時監視 ･･･ 公害防止協定に基づき事業者が自動測定装置による監視測定した結果について、道（監視室）を経由して送信されるテレメータデータでチェックする。

② 定期報告 ･･･ 公害防止協定に基づき事業者が監視測定した結果について、道（監視室）を経由して送付される月報などでチェックする。(2 者協定は市へ直接送付される)

③ 臨時報告 ･･･ 必要に応じて、運転状況や自主監視測定結果について徴収し、チェックする。

これらの報告徴収等で、協定値超過を確認した場合又は疑義ある場合は、直ちに、7 者協定又は 3 者協定の場合は協定機関と連携し、また、2 者協定の場合は市が、事実関係を確認する。

３　立入調査

立入調査では、公害防止協定の遵守状況や公害防止に関する業務の履行状況

を確認するとともに、施設の工程や稼動・管理状況についても把握する。

立入調査は、次に従い実施する。

① 7者協定及び3者協定の場合は協定機関とともに連携し、また、2者協定の場合は市が行う。

② 調査の結果、不適合事案が確認された場合は、Ⅲ－4－②に従う。

③ 状況確認等のため、必要に応じて、7者協定及び3者協定の事業者に対しても、地元自治体として市単独にて調査を行なう。

④ 立入調査の実施にあたっては、道の「立入検査マニュアル」（大気関係、水質関係）に沿って、より効率的で実効性の高い調査を行なう。

なお、「立入検査マニュアル」については立入調査担当職員へ周知徹底するとともに、公害防止に関する研修等の積極的な受講により担当職員としての技術の向上を図る。

4　行政指導及び措置

市は、公害の防止に関する施策を講ずるとともに、公害の状況及び公害の防止に関して講じた措置を市民に公表するという責務を認識し、行なうべき指導及び措置については次のとおりとする。

① 事業者が的確に公害防止協定、法令等を遵守し、協定値、規制基準値の超過や測定値に係る不適正な取り扱いを起こさないよう、協定値、規制基準値、測定方法、公害防止協定、法令等の解釈・運用等について、明確で理解しやすいかたちで、ホームページなどにより情報提供を行なう。

② 公害防止協定に係る協定値超過又は測定値に係る不適正な取り扱いが発生した場合の対応は、次のとおりとする。

ア　事業者への対応

- 協定機関とともに立入調査等による事実の確認（超過等の規模、環境影響、原因、応急対策等）
- 超過等の事実を確認後、地元自治体として、必要に応じて、当該事案の再発及び未然防止のための注意・警告の実施
- 協定機関と協議の上、改善措置など、公害を防止するために必要な措置の指示
- 詳細な原因究明及び再発防止策について、市及び協定機関による報告書の徴収
- 報告書の内容について、協定機関とともに立入調査等による検証
- 地元自治体として、必要に応じて、調査、指導するとともに、超過等に係る情報（発生事実、環境影響、原因、対策等）について、報道、ホームページ、住民説明会などでの公表を要請

イ　市民等への対応

次のことについて、協定機関と協議の上、議会、報道、ホームページ、環境白書などにより公表する。

- 超過等の事実を確認後、規模、環境影響、原因、応急対策、市及び協定

機関の対応等

・ 報告書受理後、その内容及び協定機関による検証結果

③ 法令の規制基準値超過又は測定値の不適正な取り扱いが発生した場合の対応は、次のとおりとする。

ア 事業者への対応

・ 道が指導等権限を有する法令（大気汚染防止法（工場）、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等）に係る場合については、市は道との情報交換や連携を十分に図り、②－アと同等の対応を行う。

・ 市が指導等権限を有する法令（大気汚染防止法（事業場）、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等）に係る場合は、市が②－アと同等の対応を行なう。

イ 市民等への対応

・ ②－イと同等の対応を行なう。

５ 情報提供

事業者が主体的に公害防止に関する環境管理に取り組めるよう、事業者に対して、次のような行政側の情報の提供を適宜行なう。

① 公害防止に関する「事業者向けガイドライン」等の普及啓発

② 新たな法制度等の周知

③ 公害防止協定等違反事例の周知

④ 公害苦情の発生事例の周知

⑤ 先進・優良事例の紹介

※「事業者向けガイドライン」:「『公害防止に関する環境管理の在り方』に関する報告書」（平成 19 年 3 月 15 日：環境省・環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会）

６ 事業者とのコミュニケーション

行政と事業者とのコミュニケーションは、事業者の公害防止体制を有効に機能させ、公害防止活動を円滑に実践する上で重要な役割を果たすものと考え、的確かつ十分なコミュニケーションを図るため次のことについて取り組む。

① 公害防止協定、法令等に係る解釈又は技術的な対応等について、行政側の照会・相談窓口を明らかにし、解釈や運用の統一化を図る。

② 照会･相談事例の結果については､必要に応じて他の協定事業者等へ周知し、情報の共有を図る。

③ 法令に基づく届出の機会等を活用し､事業者における公害防止管理体制の確認などを行うことにより、事業者と意見や情報の交換を行なう。

④ 事業者の公害防止に関する取り組み状況について､定期的にアンケート調査を行い、進捗状況を把握するとともに、集計結果について情報提供する。

Ⅳ　事業者の取り組み

19 年度に発生した排出基準値超過及び不適切なデータ処理について考察した結果、事業者側の問題点の改善のため、次の取り組みが必要であると考えられる。

① 公害防止業務に対する重要性の再認識
② 公害防止協定、法令等に対する重要性の再認識
③ 地域住民、関係市町との積極的なコミュニケーション
④ 公害防止に関する環境管理体制の再構築
⑤ 人材の教育・育成の充実
⑥ 公害防止設備等の管理体制の構築及び整備の促進

以上の取り組みのほか、公害の防止は汚染物質を排出する事業者の義務であること並びに事業者の社会的責任（CSR）が強く求められてきていることを再認識し、事業者として以下の項目についての実践が必要である。

１　環境管理体制の構築

（１）全社的環境コンプライアンスの実践

事業者は、環境管理に関する社会からの要請に応えるため、公害防止に関する環境管理の重要性を再認識した上で、次のような対策が必要である。

① 方針の明確化
- 経営者による環境管理についての取組方針の明確化

② 組織の構築
- 方針の実現と適切な環境管理・公害防止の取り組みを実行するための本社、工場での組織の構築
- 公害防止管理者制度を再認識し、工場等の実務上の責任と役割の明確化
- 環境管理の視点に立った PDCA サイクルの実践

③ 予防的取り組み
- 具体的な対処方針を明確化し、上記組織の構成員への周知
- 公害防止協定、法令等に対する認識及び遵守の徹底
- 関係会社への同様の取り組みの徹底

（２）リスク管理及び危機管理体制の整備

事業者は、公害に係る不適合事案や事故等の異常発生の未然防止及び発生時の対応について、機動性と実効性を確保するために、次のような対策が必要である。

① リスク管理
- 公害防止設備の整備
- 適切な設備管理のための管理体制及び手順書の整備
- 社内コミュニケーション体制の整備

② 危機管理
- 初動、報告（社内・関係機関）、処理対応、情報公開等についての管理体制及び手順書の整備
- 教育、訓練の実施

③ 事後的取り組み
- 不適合事案の発掘・点検
- 発生の疑いがある場合の早急な原因究明と是正措置

２　コミュニケーション

事業者は、地域住民、関係市町との日頃からの良好な信頼関係を築くために、次のような情報提供や取り組みが必要である。

① 環境管理に対する会社の方針
② 環境監視体制及びその結果と評価
③ 環境報告書
④ 操業状況
⑤ 住民懇談会、工場見学会、植樹会など地域住民との交流イベントの開催

３　公害防止に係る技術的な改善対策

事業者は、適切で実効性のある公害防止関連業務体制を実現し、維持するために、次のような対策が必要である。

① 公害防止管理者制度の重要性・有効性を再認識し、公害防止統括者、公害防止管理者等の役割・任務の明確化
② 公害防止業務の従事者に対する定期的な教育・研修の実施
- コンプライアンス教育 ･･･ 公害防止協定、法令等の遵守
- 環境実務研修 ･･･ 異常事態に対する迅速な判断と適切な対応のための設備等に関する技術的知見
- 環境管理技術の継承･･･過去の失敗事例や改善事例の収集・周知

③ 有害物質などの排出が想定される燃料又は施設の使用にあたっては､施設能力、耐久性、メンテナンスなどについて、社内及び設備メーカーとの十分な検討

Ⅴ　情報公開

市及び事業者は、公害防止に関する取り組み状況や環境負荷量などについて社会的に情報を共有するため、次の項目について積極的に情報の公開を行う。

１　公害防止協定の締結状況

・ 事業者名、事業内容、協定締結時期、協定内容等
・ 市は、上記事項について定期的に環境白書やホームページで公表する。

２　公害防止協定等の遵守状況

・ 公害防止協定及び法令の遵守状況
・ 市は、上記事項について定期的に環境白書やホームページで公表する。

３　立入調査結果

市は、公害防止協定に基づき実施した立入調査の結果について、次の事項を定期的に環境白書やホームページで公表する。

・ 実施機関、実施回数、遵守状況

４　公害防止に関する取り組み状況

・ 事業者が実施した「Ⅳ　事業者の取り組み」に掲げる事項及びその他公害防止に関する事項の取り組み状況
・ 市は、上記の事項の取り組み状況について、定期的に事業者にアンケート調査を行い、その集計結果について環境白書やホームページで公表する。

５　発生源監視測定データ

事業者が監視測定した結果について、公害防止協定等との適合状況について公表する。

① 市による事業者データの適合状況の公表
　・ ホームページ、環境白書等
② 事業者による環境データの公表
　・ 協定値設定項目、自主測定結果、適合状況等

６　環境データ

市は、次の環境データについて、市ホームページ、専用ホームページ『苫小牧市の大気環境』、環境白書、市民向け小冊子（大気・騒音月報）、環境省ホームページ「そらまめ君」（大気速報値）にて公表する。

・ 大気汚染常時監視測定データ
・ 水質（河川、海域）
・ 騒音（一般環境、自動車、航空機）、振動（道路交通）
・ 悪臭（事業場及び周辺）

Ⅵ　危機管理体制

一般環境へ悪影響を与える状況の対応について、取り組み概要を定めた。

１　事故等による環境問題発生時の対応

（１）予防的管理

①公害防止協定事項の再確認

②連絡体制の整備

③行政側の定期的な訓練

④過去における事故の分析・取り組み方の点検

⑤警察・消防等との連携

（２）事後管理

①事故発生直後の取り組み

・ 被害・苦情の発生状況

・ 環境濃度測定(行政及び事業者)

②事後の取り組み

・ 報告書の提出

・ 再発防止に向けての再点検

対応イメージ図

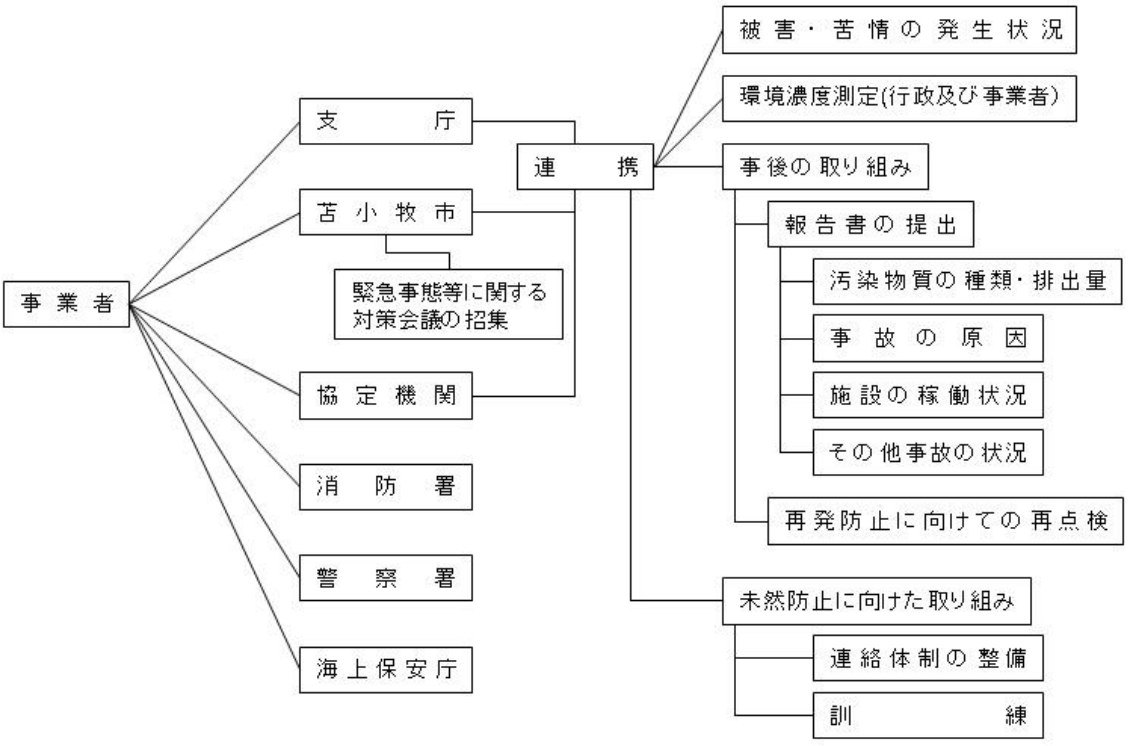

２　大気汚染緊急時対策

苫小牧地方で環境大気中の汚染状態が著しく悪化した場合、「苫小牧地方における大気汚染緊急時対策実施要領」に基づき胆振支庁長及び関係自治体が一般地域住民及び発生源（道路管理者も含む）に対し、注意警報及び操業短縮、自動車使用の自粛、交通規制を求めることとなっている。

当市は要領に基づき、市内の大気汚染物質が高濃度になった場合、胆振支庁長及び一般地域住民、関係機関や事業所へ周知・連絡するとともに、行政側及び工場等の連絡体制の再確認を行う。

対応イメージ図

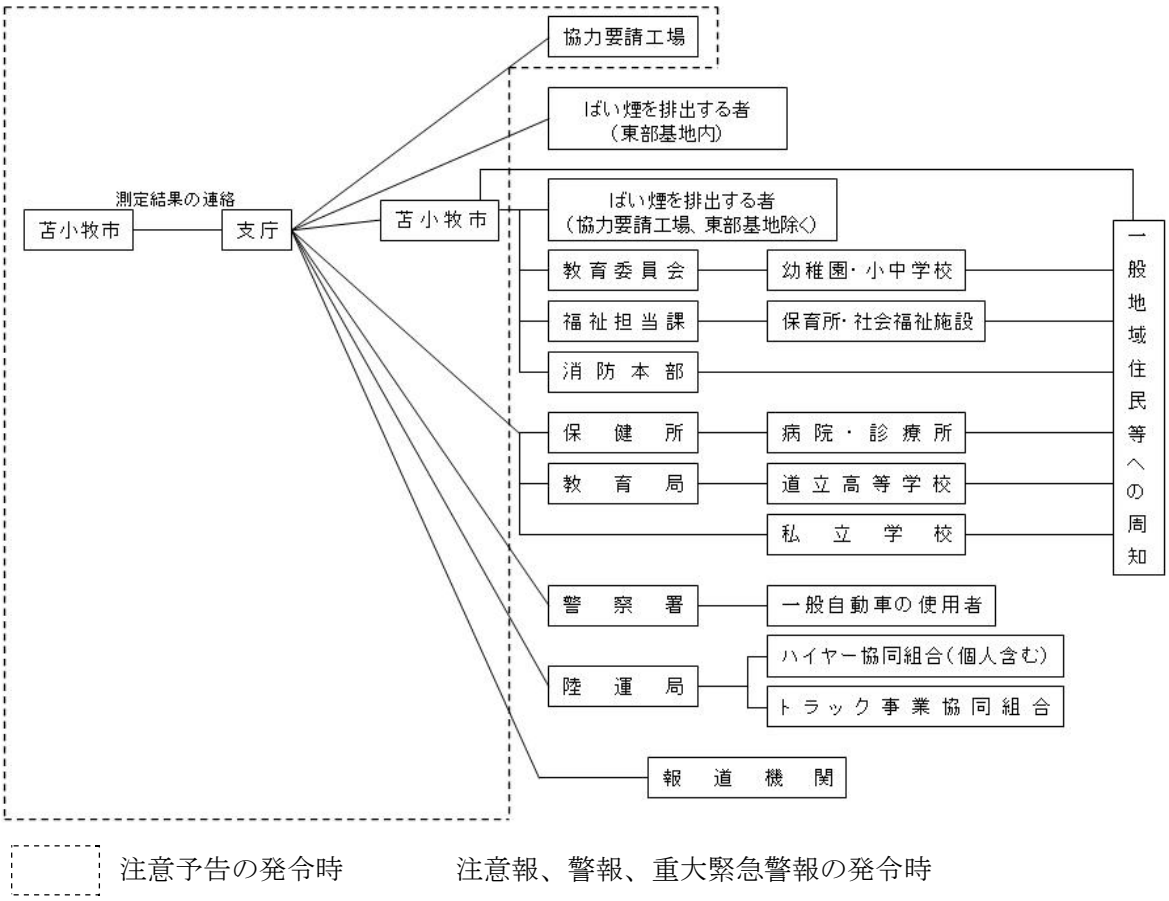

注意予告の発令時　　注意報、警報、重大緊急警報の発令時

（「苫小牧地方における大気汚染緊急時対策実施要領」から：胆振総合振興局）

Ⅶ　環境審議会

環境審議会は、苫小牧市環境基本条例第 25 条に基づき市長の附属機関として設置され、「環境保全及び創造に関する事項」等について調査・意見を述べることができるものとして位置付けられている。

市は、環境審議会を定期的に開催し、下記の事項について諮問及び報告し、答申及び意見を求めることとする。

１　公害防止に関する条例・規則、計画等の諮問

- 苫小牧市の環境に関する条例の新設、改正、廃止
- 苫小牧市環境基本計画等の個別計画

２　環境管理に関する意見・提案の聴取

- 環境保全及び創造に関すること
- 公害防止に係る対策・施策に関すること
- 「苫小牧市公害防止マニュアル」に関すること

３　環境報告

- 公害防止協定の締結・遵守状況
- 環境の現況
- 苦情発生の状況
- その他公害防止に関する必要な事項